

# 電気通信設備工事共通仕様書改正資料

令和 8 年 10 月

名古屋市緑政土木局

## R8. 10 改正について(電気通信設備工事共通仕様書)

### 改正の凡例

|       |                  |
|-------|------------------|
| 新規・追記 | あああああ            |
| 削除    | <del>いはいはい</del> |

## 電気通信設備工事共通仕様書

### 第1編 共通編

### 第1章 総則

### 第1節 総則

#### 1. 1. 24 建設副産物

#### 3. 法令遵守

請負人は、~~「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省事務次官通達、平成14年5月30日)(以下、「推進要綱」という。)~~「建設副産物適正処理推進要綱の改正について」(平成14年5月30日国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号)、  
「再生資源の利用の促進について」(~~建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日~~)(~~航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日~~)、  
「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(~~国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日~~)(平成3年10月25日建設省技調発第243号)、  
「再生資源の利用の促進について」(平成3年12月25日港建第324号)、  
「再生資源の利用の促進について」(平成4年1月24日空建第10号)、  
「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」(平成18年6月12日国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

#### 10. 計画書等の取扱い

請負人は、前第4項及び前第5項の計画書については、建設副産物情報交換システム(以下「~~COBRIS~~コブリス・プラス」という。)で下記の(1)(2)を登録し、(3)(4)(5)(6)(7)を施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

- (1) 再生資源利用計画書(~~COBRIS~~コブリス・プラス様式1)
- (2) 再生資源利用促進計画書(~~COBRIS~~コブリス・プラス様式2)
- (3) ~~COBRIS~~コブリス・プラスの工事ID
- (4) 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証(民間受入地の場合に限る。)の写し
- (5) 収集運搬、処理業者の許可証の写し
- (6) 廃棄物処理委託契約書の写し
- (7) 運搬ルート図

なお、当初請負金額100万円未満の工事で、前第5項に規定する建設副産物の搬出を含む場合については、上記(4)(5)(6)(7)を施工計画書に添付すること。

#### 11. 実施書の提出

請負人は、前第6項(1)または(2)を作成した場合には、工事完了時までに実施状況を~~COBRIS~~コブリス・プラスへ登録し、実施書を監督員に提出しなければならない。

#### 1. 1. 32 施工管理

#### 4. 標示板の設置

請負人は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事目的、工期、発注者名及び施工者名を記載した標示板を設置し、工事完了後は速やかに標示板を撤去しなければならない。

ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。

なお、表示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。

また、記載内容については、工事内容に応じて、~~道路工事現場における表示施設等の設置基準について(昭和37年8月30日 道発372号 道路局長通達、最新改正平成18年3月31日付け 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(平成18年3月31日付け 国道利38号・国道国防第206号 道路局路政課長、国道・防災課長通達)「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」(平成18年3月31日 国道利第37号、国道国防第205号)、河川工事等の工事看板の取扱いについて(令和3年5月27日 国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号 水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達)(令和3年5月27日 国水環第26号、国水治第22号、国水保第8号、国水海第10号)~~によるものとする。

## 1. 1. 36 工事中の安全確保

### 1. 安全指針等の遵守

請負人は、最新の「土木工事安全施工技術指針」(国土交通大臣官房技術審議官通達、~~令和4年2月~~)、~~「建設機械施工安全技術指針」(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日)~~、「建設機械施工安全技術指針の一部改正について」(平成17年3月31日 国官技第303号、国総施第190号)、「港湾工事安全施工指針」((社)日本埋立浚渫協会)、「潜水作業安全施工指針」((一社)日本潜水協会)及び「作業船団安全運航指針」((一社)日本海上起重技術協会)、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負人を拘束するものではない。

### 4. 災害の防止

請負人は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(~~国土交通省告示第496号、令和元年9月2日~~) (~~令和元年9月2日 国土交通省告示第496号~~)を遵守して災害の防止を図らなければならない。

### 17. 安全衛生協議会の設置

監督員が、労働安全衛生法(~~令和元年6月改正 法律第37号~~) (~~令和7年5月改正 法律第33号~~) 第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規程に基づき、請負人を指名した場合には、請負人はこれに従うものとする。

### 18. 安全優先

請負人は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(~~令和元年6月改正 法律第37号~~) (~~令和7年5月改正 法律第33号~~) 等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

## 1. 1. 40 環境対策

### 1. 環境保全

請負人は、~~「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設大臣官房技術審議官通~~

~~達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。~~

## 6. 排出ガス対策型建設機械

請負人は、工事の施工にあたり表1－4に示す建設機械を使用する場合は、表1－4の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」~~（平成29年5月改正法律第41号）~~（令和4年6月改正 法律第68号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」~~（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）~~（平成3年10月8日建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」~~（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日国土交通省告示第318号）~~（平成24年3月23日 国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」~~（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成28年8月30日付け国総環リ第6号）~~（平成28年8月30日 国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

## 8. 低騒音型・低振動型建設機械

請負人は、~~「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機発第 58 号）~~によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」~~（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）~~（平成 13 年 4 月 9 日 国土交通省告示第 487 号）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

### 1. 1. 43 交通安全管理

## 5. 交通安全法令の遵守

請負人は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」~~（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）~~（令和6年6月内閣府・国土交通省令第4号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」~~（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）~~（昭和37年8月30日 建設省道路局長通知）、~~「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（国土交通省道路局長通知 平成18年3月31日）~~「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」（平成18年3月31日 国道利第37号、国道国防第205号）、~~「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について」（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日）~~「道路工事現場における工事情報看

板及び工事説明看板の設置について」(平成18年3月31日 国道利第38号、国道国防第206号) 及び「道路工事保安施設設置基準(案)」(~~建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月~~) (~~令和6年2月 国土交通省道路局国道・技術課~~)、~~「移動等円滑化に係る事業の実施について」(国土交通省道路局通知 平成24年2月24日)~~、「道路工事の保安対策の手引き」(名古屋市緑政土木局 平成19年4月、平成26年6月一部改訂) に基づき、安全対策を講じなければならない。

## 18. 通行許可等

1. 請負人は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第47条第1項、「車両制限令」(令和3年7月政令第198号) 第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材ごとに運搬計画(車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度)を作成し、施工計画書に記載しなければならない。また、道路交通法施行令(~~令和6年9月改正 政令第272号~~) (~~令和7年6月改正 政令第222号~~) 第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(~~令和5年6月改正 法律第56号~~) (~~令和6年5月改正 法律第34号~~) 第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

### 1. 1. 45 諸法令の遵守

#### 1. 諸法令の遵守

請負人は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負人の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- |                                       |                              |
|---------------------------------------|------------------------------|
| (1) 地方自治法                             | (令和4年12月法律第104号)             |
| (2) 建設業法                              | (令和4年6月法律第68号)               |
| (3) <del>下請代金支払遅延等防止法</del>           | <del>(平成21年6月改正法律第51号)</del> |
| 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 | (令和7年5月改正 法律第41号)            |
| (4) 労働基準法                             | (令和6年5月法律第42号)               |
| (5) 労働安全衛生法                           | <del>(令和4年6月法律第68号)</del>    |
|                                       | (令和7年5月改正 法律第33号)            |
| (6) 作業環境測定法                           | <del>(令和4年6月法律第68号)</del>    |
|                                       | (令和7年5月改正 法律第33号)            |
| (7) じん肺法                              | (令和4年6月法律第68号)               |
| (8) 雇用保険法                             | (令和6年6月法律第47号)               |
| (9) 労働者災害補償保険法                        | (令和4年6月法律第68号)               |
| (10) 健康保険法                            | <del>(令和6年6月法律第47号)</del>    |
|                                       | (令和7年6月改正 法律第74号)            |
| (11) 中小企業退職金共済法                       | <del>(令和4年6月法律第68号)</del>    |
|                                       | (令和7年6月改正 法律第68号)            |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律               | (令和6年5月法律第26号)               |
| (13) 出入国管理及び難民認定法                     | <del>(令和5年12月法律第84号)</del>   |
|                                       | (令和7年6月改正 法律第75号)            |
| (14) 道路法                              | <del>(令和5年5月法律第34号)</del>    |

|                            |                                  |
|----------------------------|----------------------------------|
|                            | (令和 7 年 4 月改正 法律第 22 号)          |
| (15) 道路交通法                 | <del>(令和 5 年 6 月法律第 56 号)</del>  |
|                            | (令和 6 年 5 月改正 法律第 34 号)          |
| (16) 道路運送法                 | <del>(令和 5 年 4 月法律第 18 号)</del>  |
|                            | (令和 6 年 5 月改正 法律第 23 号)          |
| (17) 道路運送車両法               | (令和 5 年 6 月法律第 63 号)             |
| (18) 砂防法                   | (令和 4 年 6 月法律第 68 号)             |
| (19) 地すべり等防止法              | (令和 5 年 5 月法律第 34 号)             |
| (20) 河川法                   | (令和 5 年 5 月法律第 34 号)             |
| (21) 海岸法                   | (令和 5 年 5 月法律第 34 号)             |
| (22) 港湾法                   | <del>(令和 4 年 11 月法律第 87 号)</del> |
|                            | (令和 7 年 4 月改正 法律第 25 号)          |
| (23) 港則法                   | (令和 4 年 6 月法律第 68 号)             |
| (24) 下水道法                  | (令和 4 年 6 月法律第 68 号)             |
| (25) 航空法                   | <del>(令和 5 年 6 月法律第 63 号)</del>  |
|                            | (令和 7 年 6 月改正 法律第 55 号)          |
| (26) 公有水面埋立法               | (令和 4 年 6 月法律第 68 号)             |
| (27) 軌道法                   | (令和 2 年 6 月改正法律第 41 号)           |
| (28) 森林法                   | <del>(令和 5 年 6 月法律第 63 号)</del>  |
|                            | (令和 7 年 5 月改正 法律第 48 号)          |
| (29) 環境基本法                 | (令和 3 年 5 月改正法律第 36 号)           |
| (30) 火薬類取締法                | (令和 4 年 6 月法律第 68 号)             |
| (31) 大気汚染防止法               | (令和 4 年 6 月法律第 68 号)             |
| (32) 騒音規制法                 | (令和 4 年 6 月法律第 68 号)             |
| (33) 水質汚濁防止法               | (令和 4 年 6 月法律第 68 号)             |
| (34) 湖沼水質保全特別措置法           | (令和 4 年 6 月法律第 68 号)             |
| (35) 振動規制法                 | (令和 4 年 6 月法律第 68 号)             |
| (36) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律      | (令和 4 年 6 月法律第 68 号)             |
| (37) 文化財保護法                | (令和 4 年 6 月法律第 68 号)             |
| (38) 砂利採取法                 | (令和 5 年 6 月法律第 63 号)             |
| (39) 電気事業法                 | (令和 5 年 6 月改正法律第 44 号)           |
| (40) 消防法                   | (令和 5 年 6 月法律第 58 号)             |
| (41) 測量法                   | (令和 6 年 6 月法律第 54 号)             |
| (42) 建築基準法                 | <del>(令和 6 年 6 月法律第 53 号)</del>  |
|                            | (令和 7 年 5 月改正 法律第 35 号)          |
| (43) 都市公園法                 | (令和 6 年 5 月法律第 40 号)             |
| (44) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | (令和 4 年 6 月法律第 68 号)             |
| (45) 土壌汚染対策法               | (令和 4 年 6 月法律第 68 号)             |
| (46) 駐車場法                  | (平成 29 年 5 月改正法律第 26 号)          |
| (47) 海上交通安全法               | (令和 5 年 5 月法律第 34 号)             |
| (48) 海上衝突予防法               | (平成 15 年 6 月改正法律第 63 号)          |

- (49) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律  
(令和4年6月法律第68号)
- (50) 船員法  
~~(令和6年5月法律第42号)~~  
(令和7年5月改正 法律第32号)
- (51) 船舶職員及び小型船舶操縦者法  
~~(令和5年5月法律第24号)~~  
(令和7年5月改正 法律第32号)
- (52) 船舶安全法  
(令和4年6月法律第68号)
- (53) 自然環境保全法  
(令和4年6月法律第68号)
- (54) 自然公園法  
~~(令和3年5月改正法律第29号)~~  
(令和4年6月改正 法律第68号)
- (55) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律  
~~(令和6年6月改正法律第54号)~~  
(令和6年12月改正 法律第49号)
- (56) 公共工事の品質確保の促進に関する法律  
~~(令和6年6月改正法律第54号)~~  
(令和6年12月改正 法律第49号)
- (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律  
(令和3年5月改正法律第36号)
- (58) 河川法施行法  
(平成11年12月改正法律第160号)
- (59) 技術士法  
(令和4年6月法律第68号)
- (60) 空港法  
(令和4年6月法律第68号)
- (61) 計量法  
(令和4年6月法律第68号)
- (62) 厚生年金保険法  
(令和6年6月法律第47号)
- (63) 航路標識法  
(令和4年6月法律第68号)
- (64) 資源の有効な利用の促進に関する法律  
~~(令和4年5月改正法律第46号)~~  
(令和7年6月改正 法律第52号)
- (65) 最低賃金法  
~~(平成24年4月改正法律第27号)~~  
(令和4年6月改正 法律第68号)
- (66) 職業安定法  
~~(令和4年3月改正法律第12号)~~  
(令和6年6月改正 法律第50号)
- (67) 所得税法  
~~(令和6年5月法律第26号)~~  
(令和7年6月改正 法律第74号)
- (68) 水産資源保護法  
(令和4年6月法律第68号)
- (69) 船員保険法  
~~(令和6年6月法律第47号)~~  
(令和7年6月改正 法律第80号)
- (70) 著作権法  
~~(令和6年6月法律第55号)~~  
(令和7年4月改正 法律第27号)
- (71) 電波法  
~~(令和5年12月法律第87号)~~  
(令和7年4月改正 法律第27号)
- (72) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する  
特別措置法  
~~(令和4年4月法律第32号)~~

(令和4年6月改正 法律第68号)

- (73) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律  
(令和6年6月法律第47号)
- (74) 農薬取締法  
(令和5年5月法律第36号)
- (75) 毒物及び劇物取締法  
(令和5年5月法律第36号)
- (76) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律  
(令和4年6月法律第68号)
- (77) 警備業法  
(令和5年6月法律第63号)
- (78) 個人情報の保護に関する法律

~~(令和5年11月財務省令第79号)~~

(令和6年6月改正 法律第46号)

- (79) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
(令和6年6月法律第53号)
- (80) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律  
(令和4年6月法律第68号)
- (81) 電気用品安全法  
(令和4年6月法律第74号)
- (82) 電気工事士法  
(令和4年6月法律第74号)
- (83) 有線電気通信法  
(令和4年6月法律第68号)
- (84) 電気通信事業法  
(令和5年6月法律第53号)
- (85) 放送法  
(令和5年6月法律第40号)
- (86) 県民の生活環境の保全等に関する条例  
(令和4年3月条例第15号)
- (87) 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例  
(平成30年7月改正条例第38号)
- (88) 愛知県産業廃棄物税条例  
(令和3年1月条例第32号)
- (89) 名古屋市会計規則  
(令和5年3月改正規則第60号)
- (90) 名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例  
(平成30年7月改正規則第48号)
- (91) 名古屋市暴力団排除条例  
(平成24年4月条例第19号)
- (92) 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例  
(令和3年7月条例第39号)
- (93) 人にやさしい街づくりの推進に関する条例  
(令和3年7月条例第37号)

## 1. 1. 51 特許権等

### 3. 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法~~(令和6年6月改正法律第55号)第2条第1項第1号~~(令和7年4月改定 法律第27号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

## 1. 1. 54 監理技術者等及び現場代理人

### 6. 監理技術者、監理技術者補佐の選任

- (1) 請負人は、監理技術者~~または専任特例2号の場合の監理技術者補佐~~を置くとき

は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって監理技術者講習を受講している者のうちからこれを選任するものとする。また、監理技術者は常時、監理技術者資格者証を携帯しなければならない。

- (2) 請負人は、**専任特例 2 号の場合**の監理技術者補佐を置くときは、主任技術者の資格を有する者のうち、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格者証の交付を受けている者のうちからこれを選任するものとする。~~また、監理技術者補佐は、常時、監理技術者資格者証等を携帯しなければならない。~~なお、監理技術者補佐は、資質向上を図るため監理技術者講習の受講に努めることとする。

## 7. 監理技術者等の職務

- (3) 監理技術者等は、現場代理人を兼ねることができる。**(専任特例 1 号及び 2 号の場合を除く)**

## 第 2 編 器具及び材料編

### 第 2 章 土木工事材料

#### 第 1 節 総則

土木工事材料は、土木工事標準仕様書第 2 編材料編による。ただし、この本共通仕様書に記載されている事項は、この限りでない。

~~なお、あと施工アンカーボルトについては、金属系アンカーとする。~~

### 第 3 章 電気通信設備工事材料

#### 第 2 節 配管類

##### 3. 2. 1 電線管及び付属品

表 3-6 硬質ビニル電線管及び付属品

| 呼 称                | 規 格                           | 備考 |
|--------------------|-------------------------------|----|
| 硬質ビニル電線管           | JIS C 8430 硬質ポリ塩化ビニル電線管       |    |
| 硬質ビニル電線管の<br>付 属 品 | JIS C 8432 硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品   |    |
| ボ ッ ク ス            | JIS C 8435 合成樹脂製ボックス及びボックスカバー |    |

##### 3. 11. 1 端子盤

##### 3. 銘 板

表示は、名称、製造者名及び製造年月日（西暦）を表示する銘板を、ドア裏面に設けるものとする。

#### 第 14 節 雷保護設備

雷保護設備の機材は、~~JIS A 4201 (建築物等の雷保護)~~JIS Z 9290-3 (雷保護-第 3 部：建築物等への物的損傷及び人命の危険) によるほか、以下によるものとする。

1. 突針の支持管は、鋼製の場合は JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)、JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管) に、JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) に規定する HDZT49 以上の溶融亜鉛めっきを施したもの、ステンレス製の場合は、JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管) に適合するものとする。

## 第 2 編 電気通信設備工事共通編

### 第 1 章 総則

#### 第 1 節 総則

# 1. 1. 6 監督員による検査(確認を含む)及び立会等

## 6. 段階確認

段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 請負人は、表1－1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- (2) 請負人は、事前に段階確認に係る報告(種別、細別、施行時期等)を、段階確認報告書(第45号様式段階確認書)により監督員に報告しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、請負人は、段階確認を受けなければならない。
- (3) 請負人は、段階確認に臨場するものとし、監督員の確認した書面を保管し工事完了時まで監督員へ提出しなければならない。
- (4) 請負人は、工事完了時に不可視となる施工箇所について監督員が十分調査を行える機会を提供するものとする。
- (5) 表1－1段階確認一覧表に示す工種に施工を行う工種が該当しない場合、実施内容について監督職員と協議するものとする。

表1－1 段階確認一覧表 (3/5)

| 区分 | 種 別                                                                       | 細 別                | 確 認 時 期  |
|----|---------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------|
|    | トンネル照明設備工<br>(トンネル照明設備)<br>(アンダーパス照明設備)<br>(地下道照明設備)                      | 設置位置               | 設置位置墨だし時 |
|    |                                                                           | 各装置調整              | 試験時      |
|    |                                                                           | 点灯試験、照度測定          | 試験、測定時   |
|    |                                                                           | (坑外灯は上記道路照明設備工による) |          |
|    | トンネル照明設備工<br>(照明灯基礎)                                                      | (土木工事に準じる)         |          |
|    | 施設照明設備工<br>(ダム照明設備)<br>(河川照明設備)<br>(公園照明設備)                               | 設置位置               | 設置位置墨だし時 |
|    |                                                                           | 点灯試験、照度設置位置測定      | 試験、測定時   |
|    | 共同溝附帯設備工<br>(共同溝引込設備)<br>(共同溝照明設備)<br>(共同溝排水設備)<br>(共同溝換気設備)<br>(共同溝標識設備) | 設置位置               | 設置位置墨だし時 |
|    | 共同溝附帯設備工<br>(共同溝照明設備)                                                     | 点灯試験、照度測定          | 試験、測定時   |
|    | 道路融雪設備工<br>(高圧受変電設備)                                                      | 設置位置               | 設置位置墨だし時 |
|    | 道路融雪設備工<br>(道路消雪ポンプ設備基礎工)                                                 | (土木工事に準じる)         |          |
|    | 道路照明設備維持補修工<br>(道路照明維持)<br>(道路照明補修)                                       | 点灯試験               | 試験時      |
|    | 通信設備                                                                      |                    |          |

|  |                                            |      |          |
|--|--------------------------------------------|------|----------|
|  | 多重通信設備工<br>(多重無線装置)<br>(空中線装置)<br>(監視制御装置) | 設置位置 | 設置位置墨だし時 |
|  | 衛星通信設備工<br>(衛星通信固定局設備)<br>(衛星通信車載局設備)      | 設置位置 | 設置位置墨だし時 |

表 1-1 段階確認一覧表 (5/5)

| 区分     | 種 別                                                                                          | 細 別              | 確 認 時 期  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|----------|
|        | 施設計測・監視制御設備工<br>(路面凍結検知装置)<br>(積雪深計測装置)<br>(気象観測装置)<br>(強震計測装置)<br>(土石流監視制御装置)<br>(路面冠水検知装置) | 設置位置             | 設置位置墨だし時 |
|        | 通信鉄塔・反射板設備工<br>(通信用鉄塔)                                                                       | 組立部材の地組(地組作業の場合) | 地組作業過程   |
|        | 通信鉄塔・反射板設備工<br>(反射板)                                                                         | 部材の部分組立(地上)      | 組立作業過程   |
|        |                                                                                              | 方向調整             | 調整作業過程   |
|        | 通信鉄塔・反射板設備工<br>(鉄塔基礎工)<br>(反射板基礎工)                                                           | (土木工事に準じる)       |          |
| 電子応用設備 |                                                                                              |                  |          |
|        | 各種情報設備工                                                                                      | 設置位置             | 設置位置墨だし時 |
|        | ダム・堰諸量設備工<br>(ダム・堰諸量装置)<br>(ダム・堰放流制御装置)                                                      | 設置位置             | 設置位置墨だし時 |
|        | レーダ雨量計設備工<br>(全国合成処理局装置)<br>(監視制御局装置)<br>(レーダ基地局装置)                                          | 設置位置             | 設置位置墨だし時 |
|        | 統一河川情報システム設備工<br>(統一河川システム装置)                                                                | 設置位置             | 設置位置墨だし時 |
|        | 道路交通情報設備工<br>(道路情報中枢局装置)<br>(道路情報集中局装置)                                                      | 設置位置             | 設置位置墨だし時 |
|        | CCTV 設備工<br>(CCTV 監視制御装置)<br>(CCTV 装置)                                                       | 設置位置             | 設置位置墨だし時 |
|        | 水質自動監視設備工<br>(水質自動監視装置)<br>(水質自動観測装置)                                                        | 設置位置             | 設置位置墨だし時 |
|        | 電話応答通報設備工<br>(電話応答(通報)装置)                                                                    | 設置位置             | 設置位置墨だし時 |
| その他    |                                                                                              |                  |          |
|        | 指定仮設工                                                                                        |                  | 設置完了時    |

|  |               |  |       |
|--|---------------|--|-------|
|  | その他監督員が指定する工種 |  | 設置完了時 |
|--|---------------|--|-------|

## 1. 1. 9 工事完了図書の納品

### 4. 設備図書~~の作成~~

請負人は、設計図書に従って工事目的物の保守に必要な書類として、設備図書を紙の成果品及び電子成果品として作成しなければならない。設備図書は、機械製作図、取扱説明書、試験成績書、施工図、機器固定の強度検討資料等を取りまとめたものをいう。

## 第3章 設備の耐震基準

### 第1節 設備の耐震据付基準

#### 3. 1. 1 耐震施工

##### (2) 機器の固定

##### 2) ボルト類の選定

請負人は、取付ボルト及び架台の選定にあたっては、強度検討資料で発注者から示された機器に作用する水平力及び鉛直力、コンクリートの許容応力度に応じ、「鋼構造許容応力度設計規準」(日本建築学会)及びJIS B 1082に基づき許容応力(引張、せん断)を、あと施工アンカーボルトの選定にあたっては、「あと施工アンカーボルト設計・施工要領(案)・同解説」(建設電気技術協会)に基づき適切なボルト類を選定しなければならない。

なお、**接着系ボルトの使用にあたっての留意事項について**(国土交通省大臣官房技術調査課長、総合政策局公共事業企画調整課長、道路局路政課長、国道防災課長、高速道路課長通知 平成 25 年 5 月 29 日 国技電第 20 号、国総公第 27 号、国道利第 2 号、国道保第 8 号、国道高第 64 号)に基づき、常時引張り力を受ける箇所へは原則として**接着系ボルトを使用しないこと**。

※鋼構造許容応力度設計規準:許容応力度( $F$ )、長期許容引張応力度( $f_t=F/1.5$ )、許容せん断応力度( $f_s=F/1.5\sqrt{3}$ )、短期荷重に対する許容応力度(長期荷重における許容応力度の1.5倍)

※JIS B 1082:ねじの有効断面積及び座面の負荷面積

耐震強度計算を行う上で必要となる床等のコンクリート強度が不明な場合は、**公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)**(国土交通省)に定めるコンクリート強度: $F_c=18\text{N/mm}^2$ を用いることができるものとする。

請負人は、発注者から示された強度検討資料に応じた取付ボルト及び 架台を選定、使用しなければならない。あと施工アンカーボルト、アンカー筋の径は、計算結果に基づき選定し使用するものとする。

また、適切な管理項目を定めたあと施工アンカーボルト施工作業手順書を提出し監督員の**確認**を受けた上で、(社)日本建設あと施工アンカー協会の資格区分に応じた資格所有者に施工させるとともに、強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重(**当該機器で発生する短期引張荷重**)に等しい荷重による同協会の施工指針に規定する試験方法により、あと施工アンカーボルトの規格、施工面(壁面、天井、床面)、施工班、施工日毎に 3% (最低 3 本) 以上の本数の非破壊引張試験を**実施**するものとする。

なお、施工及び非破壊引張試験を資格区分に応じた資格所有者で行えない場合

は、あと施工アンカーボルト全数に対して強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を資格区分に応じた資格所有者で実施するものとする。

上下固定のようにアンカーボルトに引張力が作用しない場合はアンカーボルトの長期許容引張力に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。

ただし、機器の非破壊引張試験の試験数は、**第3編第4章4.4.4 器材の落下防止対策**の規定による。

### 3) 既設アンカーボルトの流用

既設アンカーボルトを流用する場合は、全数に対して目視により錆がないかを、打音・接触検査により緩み等がないかを**確認**する。なお、**あと施工アンカーボルトの場合は**、ノギスでボルトの有効径寸法を測定し最小寸法が確保できていることを**確認**したうえで、全数に対して強度検討資料の照査結果に基づく設計用引張荷重に等しい荷重により非破壊引張試験を実施するものとする。

**表 3－3 耐震据付設計対象の電気通信設備と重要度区分一覧表（4/4）**

| 分類                         | 設 備 名 称                             | 重要機器の種別 |
|----------------------------|-------------------------------------|---------|
| 電<br>子<br>応<br>用<br>設<br>備 | 各種情報設備                              | 重要機器 B  |
|                            | ダム・堰諸量設備                            |         |
|                            | ダム・堰諸量装置                            | 重要機器 B  |
|                            | ダム・堰放流制御装置                          | 重要機器 B  |
|                            | レーダ雨（雪）量計設備                         |         |
|                            | 全国合成処理局装置<br>監理制御局装置<br>レーダ基地局装置    | 重要機器 C  |
|                            | 統一河川情報 <del>システム</del> 設備           |         |
|                            | 統一河川情報システム装置                        | 重要機器 C  |
|                            | 道路交通情報設備                            |         |
|                            | 道路情報中枢局装置<br>道路情報集中局装置<br>道路情報端末局装置 | 重要機器 C  |
|                            | CCTV 設備                             |         |
|                            | CCTV 監視制御装置<br>CCTV 装置<br>光通信装置     | 重要機器 C  |
|                            | 水質自動監視設備                            |         |
|                            | 水質自動監視装置<br>水質自動観測装置                | 重要機器 C  |
|                            | 電話応答通報設備                            |         |
|                            | 電話応答（通報）装置                          | 重要機器 C  |
|                            | その他                                 |         |
|                            | 画像符号化装置                             | 重要機器 B  |

## 第 4 章 共通設備工

## 第2節 適用すべき諸基準

|          |                         |                  |
|----------|-------------------------|------------------|
| 国土交通省    | 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）  | （令和 68 年 3 月）    |
| 国土交通省    | 光ファイバケーブル施工要領           | （平成 25 年 3 月）    |
| 国土交通省    | 雷害対策設計施工要領(案)           | （平成 31 年 3 月）    |
| 経済産業省    | 電気設備に関する技術基準を定める省令      | （令和 5 年 3 月）     |
| 経済産業省    | 電気設備の技術基準の解釈            | （令和 57 年 1211 月） |
| 経済産業省    | 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令 | （令和 6 年 4 月）     |
| 経済産業省    | 発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈    | （令和 37 年 39 月）   |
| 経済産業省    | 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令   | （平成 21 年 3 月）    |
| 経済産業省    | 発電用水力設備の技術基準の解釈         | （平成 28 年 5 月）    |
| 経済産業省    | 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令   | （令和 6 年 4 月）     |
| 経済産業省    | 発電用風力設備の技術基準の解釈         | （令和 3 年 4 月）     |
| 日本建築学会   | 鋼構造許容応力度設計規準            | （2019 年 10 月）    |
| 日本建築学会   | 各種合成構造設計指針・同解説          | （2023 年 8 月）     |
| 建築電気技術協会 | 電気通信設備据付標準図集            | （平成 31 年 4 月）    |
| 建設電気技術協会 | あと施工アンカーボルト設計・施工要領・同解説  | （令和 7 年 4 月）     |
| 建設電気技術協会 | ストラクチャー設計・施工要領・同解説      | （平成 31 年 4 月）    |
| 建築電気技術協会 | 道路・トンネル照明器材仕様書・同解説      | （平成 30 年度版）      |

### 4. 3. 3 各種設備等の据付

#### （1）自立型装置及び上下固定型装置の据付

- 6) 装置をフリーアクセスフロアに固定する場合は、装置部分のフリーアクセスパネルを切り取り、コンクリート床に取付けボルトの締付け状態が確認できる構造の専用架台を設けてボルトで固定するものとする。

なお、重量が 0.5kN 以下の軽量な機器の耐震固定については、発注者又は設備機器の製造者の指定する方法にて固定するものとする。

### 4. 3. 6 各種設備等の撤去

請負人は、再使用する設備等に、以下の処置を施すものとする。

- （1）~~防雨・防湿処理を行い、指定された箇所へ保管されていること。機器が損傷しないよう、適切な養生材で保護処置を行い、指定された箇所へ保管する。~~
- （2）装置を移動する際、機能に支障がないよう衝撃等に注意すること。
- （3）記録表の取付け

## 第10節 プルボックス設置工

### 4. 10. 1 プルボックス設置取付

### 4. 10. 2 位置ボックスおよびジョイントボックス設置取付

## 第11節 分電盤設置工

### 4. 11. 1 分電盤取付設置

#### 1. 埋込分電盤設置取付

#### （2）分電盤設置取付

#### 2. 露出形分電盤の設置取付

### 4. 11. 2 自立型分電盤取付設置

## 第12節 引込柱設置工

### 4. 12. 1 引込柱建柱

8. H 柱を構成する電柱材料は、同一材料を使用すること。

9. 根開きは、引込柱地上高の  $1/2$  とする。

なお、施工場所の状況により、これにより難しい場合は、水平支線、弓支線、共同支線、腕金支線及び支柱等、適切な工法により施工する。

10. 引込柱に支柱を取り付けるには、適合した取付金具を使用する。

#### 4. 12. 2 支線取付

1. 支線は、素線を 3 条以上より合わせたものとし、素線には直径 2.6mm 以上の亜鉛めっき鉄線または直径 2.0 mm 以上で、かつ、引張強さが  $686\text{N/mm}^2$  以上の亜鉛めっき鋼線を使用する。

また、支線の安全率は 2.5 以上とし、許容引張荷重は 4.31kN 以上とする。

2. 支線を電柱に取付けるには、適合した支線バンドを用いて取付けるものとする。

3. 引込柱への支線取付位置は、高压線の下方向とする。

なお、支線は高压線より 0.2m 以上、低压線より 0.1m 以上離隔させるものとする。

ただし、危険のおそれがないように施設するものは、この限りでない。

~~3-4. 支線の根かせの埋設深さは、本柱根入れ深さによること。~~

~~4-5. 高压架空電線路に使用する支線には玉がいを取付け、その位置は支線が切断された場合にも、地上 2.5m 以上となる箇所とする。~~

~~5-6. 人及び車両の交通に支障のおそれがある支線には、支線ガードを設けるものとする。~~

### 第 13 節 支柱設置工

#### 4. 13. 1 支柱設置工

~~1. 支線及び支柱の本柱への取付け位置は、高压線の下方向とする。~~

~~なお、支線は高压線より 0.2m 以上、低压線より 0.1m 以上隔離させるものとする。ただし、危険のおそれがないように施設するものは、この限りでない。~~

~~2. 根開きは、電柱の地上高の  $1/2$  とする。~~

~~なお、施工場所の状況により、これにより難しい場合は、水平支線、弓支線、共同支線、腕金支線及び支柱等、適切な工法により施工する。~~

~~3. コンクリート柱に支柱を取付けるには、適合した取付金具を使用する。~~

~~4. 支柱を設ける箇所の地盤が軟弱な場合は、割栗石、玉砂利または碎石を支柱の底部に押入れて沈下を防止する。~~

道路情報表示装置、車両感知器、CCTV 装置等の支柱設置は以下による。

1. 建柱は、支柱の向き、傾斜などを調整し、損傷を与えないように注意して行うものとする。

2. 支柱の地際部には、滞水や滞砂等を予防し腐食環境の悪化を予防する措置を施すことを標準とする。

3. 道路情報表示装置、車両感知器、CCTV 装置等の支柱設置は上記による他、各々第 5 編 第 10 章、第 18 章第 3 節、第 6 編 第 7 章によることに加え、支柱基礎に加わる外力は「道路附属物の基礎について（昭和 50 年 7 月 15 日道企発第 52 号）」によるものとする。

### 第 15 節 雷保護設備設置工

#### 4. 15. 1 雷保護システム（LPS）設置

##### 1. 一般事項

雷保護システムは、建築基準法で告示がある ~~JIS A 4201（建築物等の雷保護）~~

JIS Z 9290-3（雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）を基準とする。また最新の雷保護に関する JIS である、JIS Z 9290-1「雷保護-第1部：一般原則」、JIS Z 9290-3「雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危機」及び JIS Z 9290-4「雷保護-第4部：建築物内の電気および電子システム」並びに関連法規によるほか、本項によるものとする。

#### 4. 引下げ導線システムの敷設

(2) 引下げ導線は、その長さが 最も短くなるように施設する。

なお、やむを得ない場合は、直角に曲げてもしつかえないが、コ字形に曲げる場合には、引下げ導線の最も近接する2点間の距離が、コの字形の導線長及び保護レベルに応じた安全離隔距離 ~~（（JIS A 4201(2003)3.2 外部雷保護システムの絶縁）による）~~ JIS Z 9290-3（雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）以上となるように敷設する。

### 第4編 電気設備編

#### 第1章 総則

#### 第2節 適用すべき諸基準

国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（令和 68 年 3 月）

国土交通省 LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成 27 年 3 月）

経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令（令和 5 年 3 月）

経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（令和 56 年 1210 月）

経済産業省 発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令

（令和 6 年 4 月）

経済産業省 発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈（令和 37 年 39 月）

経済産業省 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令（平成 21 年 3 月）

経済産業省 発電用水力設備の技術基準の解釈（平成 28 年 5 月）

経済産業省 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（令和 6 年 4 月）

経済産業省 発電用風力設備の技術基準の解釈（令和 3 年 4 月）

日本建築学会 鋼構造許容応力度設計規準（2019 年 10 月）

日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説（2023 年 8 月）

日本道路協会 道路照明施設設置基準（平成 19 年 10 月）

建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集（平成 31 年 4 月）

建設電気技術協会 あと施工アンカーボルト設計・施工要領・同解説（令和 7 年 4 月）

建設電気技術協会 ストラクチャー設計・施工要領・同解説（平成 31 年 4 月）

### 第3章 電源設備

#### 第5節 停電対策用電源設備工

#### 3. 5. 2 無停電電源装置（UPS）調整

無停電電源装置の調整は、第4編第3章第3節無停電電源設備設置工 3. 3. 2 無停電電源装置調整の規定による。

#### 3. 5. 2-3 小容量発電設備据付

1. 情報表示装置等の停電対策用電源として使用するもので、配置は設計図書によらなければならない。

2. 小容量発電設備の据付は、第4編第3章第2節発電設備設置工 3. 2. 2 発動発電設備据付の規定による。

### ~~3. 5. 3 無停電電源装置 (UPS) 調整~~

~~無停電電源装置の調整は、第4編第3章第3節無停電電源設備設置工 3. 3. 2 無停電電源装置調整の規定による。~~

## 第5章 地下駐車場電気設備

### 第4節 放送設備設置工

#### 5. 4. 1 放送装置据付

#### 5. 4. 2 スピーカ据付

## 第13章 道路照明設備維持補修

### 第1節 適用

1. 本章は、道路照明設備維持補修工事における道路照明維持工、道路照明修繕工、その他これらに類する工種について適用する。

### 第2節 道路照明維持工

#### 13. 2. 1 一般事項

道路照明設備の維持は、設計図書によるほか、以下によるものとする。

- (1) 道路照明灯、トンネル照明器具等の管球取替、安定器取替、灯具取替、灯具付属品取替、自動点滅器取替、各部の損傷等の外観点検、施設周辺の安全巡視を行うものとする。
- (2) 高所作業車等による球切れ交換、安定器、点滅器、灯具、照明器具等の交換を行うものとする。
- (3) 照明設備の維持作業は、事故防止のため必要に応じて、専従の交通誘導警備員を配置する。
- (4) 各施設の異常の有無を、定期的に定められた手順で点検し、その結果を記録し報告する。

### 第3節 道路照明設備修繕工

#### 13. 3. 1 一般事項

1. 道路照明設備の修繕は、設計図書及び監督員の指示により、照明設備の修繕を行うものとする。
2. 照明設備の修繕作業は、事故防止のため必要に応じて、専従の交通誘導警備員を配置する。

## 第5編 通信設備編

### 第1章 総則

#### 第2節 適用すべき諸基準

|                               |                    |
|-------------------------------|--------------------|
| 国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値 (案) | (令和 68 年 3 月)      |
| 国土交通省 通信鉄塔設計要領                | (平成 25 年 3 月)      |
| 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令      | (令和 5 年 3 月)       |
| 経済産業省 電気設備の技術基準の解釈            | (令和 56 年 1210 月)   |
| 日本建築学会 鋼構造許容応力度設計規準           | (2019 年 10 月)      |
| 日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説         | (2023 年 8 月)       |
| 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説    | (令和元年 9 月)         |
| 建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集         | (平成 31 年 4 月)建設電気技 |

術協会 あと施工アンカーボルト設計・施工要領・同解説

(令和 7 年 4 月)

建設電気技術協会 ストラクチャー設計・施工要領・同解説 (平成 31 年 4 月)

## 第 8 章 電話交換設備

### 第 3 節 IP 電話交換装置設置工

#### 8. 3. 1 IP 電話交換設備機器装置据付

#### 8. 3. 2 IP 電話交換設備機器装置調整 (総合調整)

## 第 10 章 道路情報表示設備

### 第 3 節 道路情報表示装置設置工

#### 10. 3. 1 表示装置据付

#### 2. 表示装置据付

(2) 支柱の設置にあたっては、~~支柱に損傷を与えないよう取扱い、また架空線が支障する場合は防護して行う。特に大型柱を設置する場合は、安全作業を心掛け、かつ交通の渋滞を招かないよう手際よく設置する~~第 3 編第 4 章第 13 節支柱設置工 4. 13. 1 支柱設置工の規定による。

## 第 18 章 道路防災設備

### 第 3 節 交通流車両観測装置設置工

#### 18. 3. 1 車両感知装置据付

5. 支柱の地際部については、第 3 編第 4 章第 13 節支柱設置工 4. 13. 1 支柱設置工の規定による。

~~5. 6.~~ ループコイルの敷設は、損傷を与えないように丁寧に施工するものとし、埋設深さを路面から、なるべく均一になるように施工する。

## 第 20 章 通信鉄塔・反射板設備

### 第 7 節 建築基準法に基づく計画通知

高さ 15m を超える鉄筋コンクリート造又は鉄製の通信鉄塔、反射板は、建築基準法第 18 条第 2 項に基づき、設置工事を始める前に、その計画を所管の建築主事または、指定確認検査機関に対して通知する必要がある。

## 第 21 章 局舎設備

### 第 1 節 適用

1. 本章は、**小規模**局舎設備工事における局舎設置工、囲障設置工、基礎工、その他、これらに類する工種について適用する。

## 第 6 編 電子応用設備編

### 第 1 章 総 則

### 第 2 節 適用すべき諸基準

国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値 (案) (令和 68 年 3 月)

経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令 (令和 5 年 3 月)

経済産業省 電気設備の技術基準の解釈 (令和 56 年 1210 月)

日本建築学会 鋼構造許容応力度設計規準 (2019 年 10 月)

日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説 (2023 年 8 月)

建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集 (平成 31 年 4 月)

建設電気技術協会 あと施工アンカーボルト設計・施工要領・同解説

(令和 7 年 4 月)

建設電気技術協会 ストラクチャー設計・施工要領・同解説 (平成 31 年 4 月)

## 第5章 統一河川情報~~システム~~設備

### 第1節 適用

1. 本章は、統一河川情報~~システム~~設備工事における統一河川情報システム~~装置~~設置工、その他これらに類する工種について適用する。

### 第2節 統一河川情報システム~~装置~~設置工

5. 2. 1 統一河川情報システム~~装置~~据付
5. 2. 2 統一河川情報システム~~装置~~調整
5. 2. 3 統一河川情報システム~~装置~~総合調整

## 第7章 CCTV 設備

### 第3節 CCTV 装置設置工

#### 7. 3. 1 CCTV 装置据付

##### 1. カメラ装置据付

- (3) ~~本体構造による落下防止対策が施されていないカメラ装置については、カメラ支柱または架台とカメラ装置間を落下防止用ワイヤロープ等で接続するものとし、落下防止対策を講ずるものとする。~~  
~~ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できる CCTV 設備においてはワイヤロープ等による対策は求めない。~~  
~~ワイヤロープ等は設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所に設置されるカメラ装置については、第3編第4章第3節一般事項4.3.4各種設備の落下防止の規定によるものとする。~~  
~~落下防止用ワイヤロープ等は、カメラ装置落下に伴う荷重に耐えられる強度とする。~~
- (8) ~~地際部は、第2編第3章第8節照明用ポール3. 8. 1テーパーポール、1. (3)の規定による。支柱の地際部については、第3編第4章第13節支柱設置工4. 13. 1支柱設置工の規定による。~~

## 第8章 水質自動監視設備

### 第2節 水質自動監視~~局~~装置設置工

### 第3節 水質自動観測~~局~~装置設置工

## 電気通信設備工事共通仕様書 付表

日本産業規格 (JIS)

| 番 号          | 名 称                           |
|--------------|-------------------------------|
| JIS C 8105-3 | 照明器具—第3部：性能要求事項 <del>通則</del> |

施工体制台帳

[会社名・事業者ID] \_\_\_\_\_

[事業所名・現場ID] \_\_\_\_\_

| 建設業の許可 | 許可業種 | 許可番号     |          | 許可(更新)年月日    |
|--------|------|----------|----------|--------------|
|        | 工事業  | 大臣<br>知事 | 特定<br>一般 | 第 号 令和 年 月 日 |
|        | 工事業  | 大臣<br>知事 | 特定<br>一般 | 第 号 令和 年 月 日 |

|            |                          |     |          |  |
|------------|--------------------------|-----|----------|--|
| 工事名称及び工事内容 |                          |     |          |  |
| 発注者及び住所    |                          |     |          |  |
| 工期         | 自 令和 年 月 日<br>至 令和 年 月 日 | 契約日 | 令和 年 月 日 |  |

| 契約営業所 | 区分   | 名称 | 住所 |
|-------|------|----|----|
|       | 元請契約 |    |    |
|       | 下請契約 |    |    |

| 健康保険等の加入状況 | 保険加入の有無      | 健康保険           |        | 厚生年金保険         |        | 雇用保険           |  |
|------------|--------------|----------------|--------|----------------|--------|----------------|--|
|            |              | 加入 未加入<br>適用除外 |        | 加入 未加入<br>適用除外 |        | 加入 未加入<br>適用除外 |  |
|            | 事業所<br>整理記号等 | 区分             | 営業所の名称 | 健康保険           | 厚生年金保険 | 雇用保険           |  |
|            |              | 元請契約           |        |                |        |                |  |
|            |              | 下請契約           |        |                |        |                |  |
|            |              |                |        |                |        |                |  |

|          |  |                |  |
|----------|--|----------------|--|
| 発注者の監督員名 |  | 権限及び意見<br>申出方法 |  |
|----------|--|----------------|--|

|                  |           |                |  |
|------------------|-----------|----------------|--|
| 監督員名             |           | 権限及び意見<br>申出方法 |  |
| 現場代理人名           |           | 権限及び意見<br>申出方法 |  |
| 監理技術者名<br>主任技術者名 | 専任<br>非専任 | 資格内容           |  |
| 監理技術者補佐名         |           | 資格内容           |  |
| 専門技術者名           |           | 専門技術者名         |  |
| 資格内容             |           | 資格内容           |  |
| 担当工事内容           |           | 担当工事内容         |  |

|                    |     |                              |     |                   |     |
|--------------------|-----|------------------------------|-----|-------------------|-----|
| 一号特定技能外国人の従事状況(有無) | 有 無 | <del>外国人建設就労者の従事状況(有無)</del> | 有 無 | 外国人技能実習生の従事状況(有無) | 有 無 |
|--------------------|-----|------------------------------|-----|-------------------|-----|

《下請負人に関する事項》

|            |                          |      |          |
|------------|--------------------------|------|----------|
| 会社名・事業者ID  |                          | 代表者名 |          |
| 住所         |                          |      |          |
| 工事名称及び工事内容 |                          |      |          |
| 工期         | 自 令和 年 月 日<br>至 令和 年 月 日 | 契約日  | 令和 年 月 日 |

| 建設業の許可 | 施工に必要な許可業種 | 許可番号     |          | 許可(更新)年月日    |
|--------|------------|----------|----------|--------------|
|        | 工事業        | 大臣<br>知事 | 特定<br>一般 | 第 号 令和 年 月 日 |
|        | 工事業        | 大臣<br>知事 | 特定<br>一般 | 第 号 令和 年 月 日 |

| 健康保険等の加入状況 | 保険加入の有無      | 健康保険           |      | 厚生年金保険         |      | 雇用保険           |  |
|------------|--------------|----------------|------|----------------|------|----------------|--|
|            |              | 加入 未加入<br>適用除外 |      | 加入 未加入<br>適用除外 |      | 加入 未加入<br>適用除外 |  |
|            | 事業所<br>整理記号等 | 営業所の名称         | 健康保険 | 厚生年金保険         | 雇用保険 |                |  |
|            |              |                |      |                |      |                |  |

|            |           |          |  |
|------------|-----------|----------|--|
| 現場代理人名     |           | 安全衛生責任者名 |  |
| 権限及び意見申出方法 |           | 安全衛生推進者名 |  |
| 主任技術者名     | 専任<br>非専任 | 雇用管理責任者名 |  |
| 資格内容       |           | 専門技術者名   |  |
|            |           | 資格内容     |  |
|            |           | 担当工事内容   |  |

|                    |     |                              |                |                   |     |
|--------------------|-----|------------------------------|----------------|-------------------|-----|
| 一号特定技能外国人の従事状況(有無) | 有 無 | <del>外国人建設就労者の従事状況(有無)</del> | <del>有 無</del> | 外国人技能実習生の従事状況(有無) | 有 無 |
|--------------------|-----|------------------------------|----------------|-------------------|-----|

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

再下請負通知書

直 近 上 位  
注 文 者 名

【報告下請負業者】

住      所

元請名称・  
事 業 者 ID

会社名・  
事業者 ID

代表者名

《自社に関する事項》

工 事 名 称  
及  
工 事 内 容

工      期

自      令和      年      月      日  
至      令和      年      月      日

注文者との  
契 約 日

令和      年      月      日

|                |            |          |                        |                         |
|----------------|------------|----------|------------------------|-------------------------|
| 建 設 業 の<br>許 可 | 施工に必要な許可業種 | 許 可 番 号  |                        | 許可（更新）年月日               |
|                | 工事業        | 大臣<br>知事 | 特定<br>一般      第      号 | 令和      年      月      日 |
|                | 工事業        | 大臣<br>知事 | 特定<br>一般      第      号 | 令和      年      月      日 |

|                |              |                     |      |                     |      |                     |
|----------------|--------------|---------------------|------|---------------------|------|---------------------|
| 健康保険等<br>の加入状況 | 保険加入<br>の有無  | 健康保険                |      | 厚生年金保険              |      | 雇用保険                |
|                |              | 加入      未加入<br>適用除外 |      | 加入      未加入<br>適用除外 |      | 加入      未加入<br>適用除外 |
|                | 事業所<br>整理記号等 | 営業所の名称              | 健康保険 | 厚生年金保険              | 雇用保険 |                     |
|                |              |                     |      |                     |      |                     |

|                |  |            |             |  |  |
|----------------|--|------------|-------------|--|--|
| 監 督 員 名        |  |            | 安全衛生責任者名    |  |  |
| 権限及び<br>意見申出方法 |  |            | 安全衛生推進者名    |  |  |
| 現 場 代 理 人 名    |  |            | 雇用管理責任者名    |  |  |
| 権限及び<br>意見申出方法 |  |            | 専 門 技 術 者 名 |  |  |
| 主任技術者名         |  | 専 任<br>非専任 | 資 格 内 容     |  |  |
| 資 格 内 容        |  |            | 担当工事内容      |  |  |

|                             |          |                                         |                     |                            |          |
|-----------------------------|----------|-----------------------------------------|---------------------|----------------------------|----------|
| 一号特定技能外<br>国人の従事の状<br>況（有無） | 有      無 | <del>外国人建設就<br/>労者の従事の<br/>状況(有無)</del> | <del>有      無</del> | 外国人技能実<br>習生の従事の<br>状況(有無) | 有      無 |
|-----------------------------|----------|-----------------------------------------|---------------------|----------------------------|----------|

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

|                         |                                                                  |         |                         |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------|---------|-------------------------|
| 会 社 名<br>・事業者ID         |                                                                  | 代 表 者 名 |                         |
| 住 所<br>電 話 番 号          |                                                                  |         |                         |
| 工 事 名 称<br>及<br>工 事 内 容 |                                                                  |         |                         |
| 工      期                | 自      令和      年      月      日<br>至      令和      年      月      日 | 契 約 日   | 令和      年      月      日 |

|                |            |          |                        |                         |
|----------------|------------|----------|------------------------|-------------------------|
| 建 設 業 の<br>許 可 | 施工に必要な許可業種 | 許 可 番 号  |                        | 許可（更新）年月日               |
|                | 工事業        | 大臣<br>知事 | 特定<br>一般      第      号 | 令和      年      月      日 |
|                | 工事業        | 大臣<br>知事 | 特定<br>一般      第      号 | 令和      年      月      日 |

|                |              |                     |      |                     |      |                     |
|----------------|--------------|---------------------|------|---------------------|------|---------------------|
| 健康保険等<br>の加入状況 | 保険加入<br>の有無  | 健康保険                |      | 厚生年金保険              |      | 雇用保険                |
|                |              | 加入      未加入<br>適用除外 |      | 加入      未加入<br>適用除外 |      | 加入      未加入<br>適用除外 |
|                | 事業所<br>整理記号等 | 営業所の名称              | 健康保険 | 厚生年金保険              | 雇用保険 |                     |
|                |              |                     |      |                     |      |                     |

|                |  |            |          |  |  |
|----------------|--|------------|----------|--|--|
| 現場代理人名         |  |            | 安全衛生責任者名 |  |  |
| 権限及び<br>意見申出方法 |  |            | 安全衛生推進者名 |  |  |
| 主任技術者名         |  | 専 任<br>非専任 | 雇用管理責任者名 |  |  |
| 資格内容           |  |            | 専門技術者名   |  |  |
|                |  |            | 資格内容     |  |  |
|                |  |            | 担当工事内容   |  |  |

|                             |          |                                         |                     |                            |          |
|-----------------------------|----------|-----------------------------------------|---------------------|----------------------------|----------|
| 一号特定技能外<br>国人の従事の状<br>況（有無） | 有      無 | <del>外国人建設就<br/>労者の従事の<br/>状況(有無)</del> | <del>有      無</del> | 外国人技能実<br>習生の従事の<br>状況(有無) | 有      無 |
|-----------------------------|----------|-----------------------------------------|---------------------|----------------------------|----------|

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工  
事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)